

日時：平成27年3月10日（火）10：00～12：00

場所：市役所本庁舎14階 1号会議室

## 札幌市空き家対策検討委員会（第4回）

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 説明事項

- (1) 今後のスケジュール（予定）について

#### 3 議事

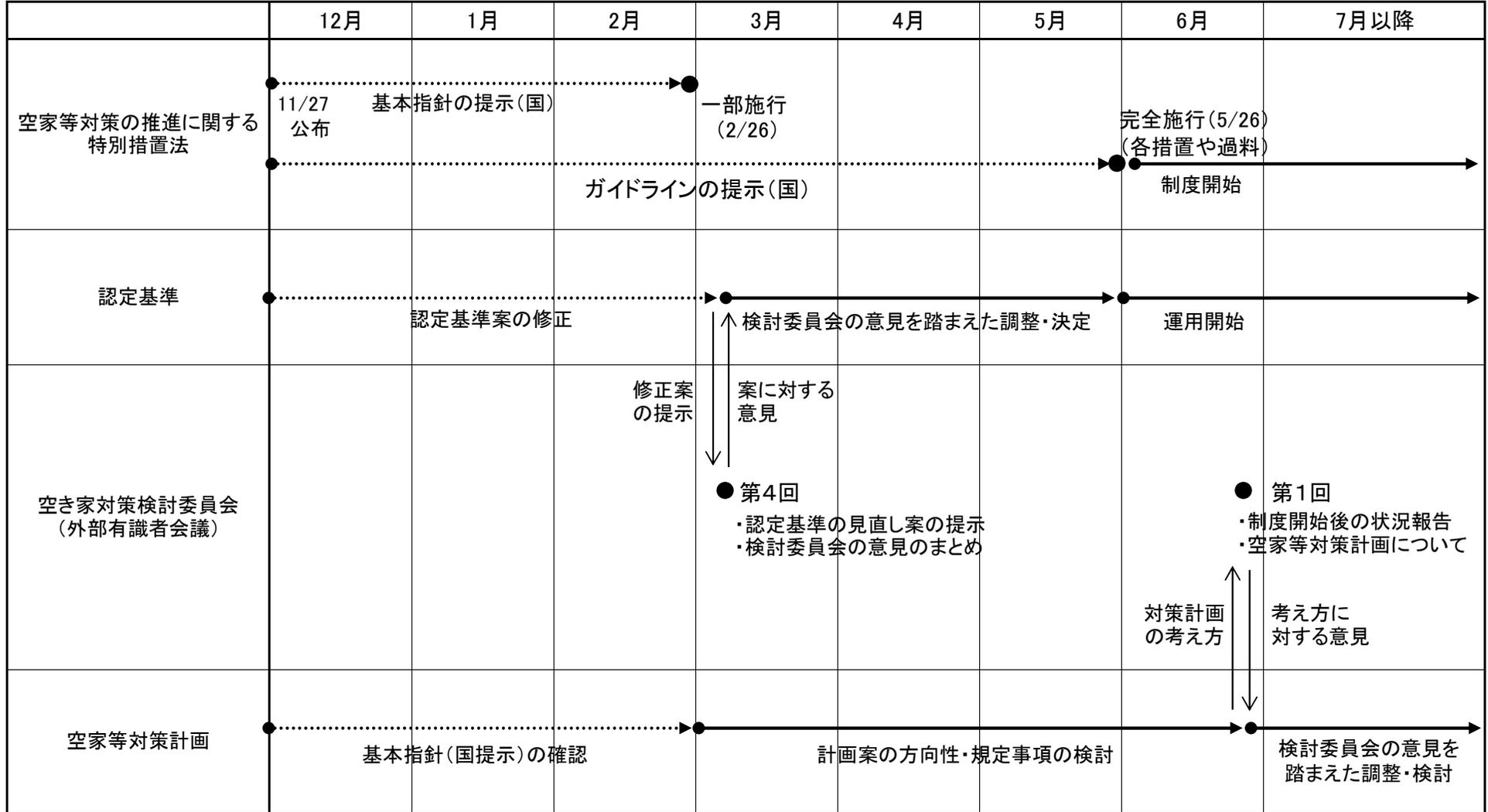
- (1) 検討委員会の意見と札幌市の対応（方向性）について

- (2) 特定空家等の認定基準（案）について

- (3) 検討委員会としての意見のまとめについて

#### 4 閉会

空家等対策の推進に関する特別措置法 関係スケジュール(予定)～27年度前半まで



## 空き家対策検討委員会の意見と札幌市の対応(方向性)

空き家対策検討委員会(第3回)の意見		札幌市の対応(方向性)
認定基準(案)について(判定方法)	→	判定表及び判定方法の見直し
<p>○(認定基準による)判定の際に客観性を担保することが重要。札幌市内不適正管理空き家現況調査を行っているので、これを根拠として活用(試行判定した結果を一つの指標とし、これに類似するものはこういう点数になる等)するべきである</p> <p>○敷地環境を含めた建物の状態を、現状で判断するのか(今後の)可能性で判断するのかを明確にしなければならない</p> <p>○段階的に判定する市の案は、効率性の面で合理性がある一方、認定した証拠という面では(不十分であり)、全ての項目について採点されることが非常に重要と考える。そして、物件の点数データをストックすることが、これからの施策や対策(の検討)にも非常に重要となる</p>		<p>○ご意見をいただいた客観性の確保や情報(データ)のストックの重要性を鑑み、判定表及び判定方法について見直した</p>
認定基準(案)について(構成、対象)	→	柔軟な対応が可能となる対象・仕組みの設定
<p>○認定基準案の項目には当てはまらないが全体を見ると危険という事例に備えて、どれにも該当しない要素を拾う項目があってもいいのではないか。もしくは、そのような事例を協議する何らかの仕組みがあったほうが良いのではないか</p> <p>○札幌市が対応する際には、倉庫や小屋なども該当するように「空家等」というように「等」を含めていく必要がある</p>		<p>○いただいたご意見を踏まえ、認定基準案には、必要に応じて想定外の要素にも対応が可能となるような規定を設けた</p> <p>○札幌市の対応は、空家等対策特別措置法に基づいて行うことになるが、同法の対象は「空家等」となっており、用途が店舗や倉庫であっても対象になる</p>

<p>老朽危険空き家除却補助制度(案)について</p>	<p>→</p>	<p>きめ細かな制度設計</p>
<p>○地域連携型補助で、地域が借りた土地を雪置場として活用する例があるが、堆積量などが地域問題になりかねないのではないかと</p> <p>○補助金の上限額を設定することだが、参考とした事例や目安などあれば補足的に説明してほしい</p> <p>○もし、補助が出る状態になるまで空き家を放置しておこうという悪意の所有者に対して補助が出るのでは、お金の使い方として無駄であり反対という意見もある。そのため、(そのような悪意のある人に対する)相談対応や助言・指導等の仕方が重要な課題となる</p>		<p>○地域で土地を活用する際には、ルールを考えなければならない。用途や維持管理について、土地周辺住民を含めた地域合意を得られることが前提になると考えている</p> <p>○効果的な補助制度となるように、他都市の事例を参考として上限額や条件などを検討していく</p> <p>○正当な理由もなく空き家を放置しようとすることがないよう、相談対応や助言・指導等の仕方、制度設計などを工夫する</p>
<p>空き家流通促進連携事業(案)について</p>	<p>→</p>	<p>所有者の意識を変えるための施策</p>
<p>○相談者がどの方法・どの不動産業者を選ぶかにあたって公平性を保つためには、不動産業者が方法(賃貸・売却など)を提案して、相談者に判定していただくというのが最も良い方法であろう</p> <p>○「住まいのプラットフォーム」にも、空き家になった場合どうしたらいいのかという相談が最近増えている。活用の方法や解体にはどの程度の費用がかかるのかという相談も「住まいのプラットフォーム」で幅広く受けることが出来ると考えており、このような相談先を周知することは重要である。また、自分が所有している空き家をどう管理していくか、出来ないのであればどうするのかを考えさせるような周知も重要</p>		<p>○空き家流通促進連携事業により、所有者が売却や活用の検討を始めるきっかけづくりを進めていく。ただし、市が行うのは、あくまできっかけづくりであり、最終的に空き家等をどのようにするかは、不動産業者などが行った提案を受けた相談者(所有者)が決定する仕組みとしたい</p> <p>○所有者の管理意識を高めたり、「住まいのプラットフォーム」などのように気軽に相談できる窓口があることを周知することは重要であることから、「広報さっぽろ」や市ホームページの活用、啓発パンフレットの配架などを進めていく</p>

## 『特定空家等』の認定基準（案）

資料3

分類	項目	認定の視点
1. 建物	1-1 建物の倒壊・建築部材の飛散等	建物総体として一定以上の危険性が認められる状態（判定表により判定）
	1-2 建築物の衛生設備の破損等	配管設備の破損等により、付近住民や通行者に被害が及ぶ危険性がある状態
	1-3 建築物に附属する工作物の腐朽・破損等	塀その他工作物等（立木を含む）に明らかな腐朽・破損等が生じており、当該空き家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態
	1-4 防火（放火）・防犯	玄関等の無施錠又は貫通穴が存在するなど、外部から不特定の者が容易に侵入できる状態
2. 生活環境	2-1 ごみの散乱・不法投棄等	ごみや物品等が大量に散乱又は堆積しており、悪臭などの発生により周辺の生活環境が著しく損なわれている状態
	2-2 燃焼物の放置・散乱（火災発生の危険性）	周囲の燃焼の危険性のある物件が散乱・放置されているなど、火災発生の危険性がある状態
	2-3 雑草・樹木等の繁茂	雑草・樹木等の繁茂により、生活衛生上の問題が生じており、清潔が保たれていない状態
	2-4 衛生動物の発生	ハチ類の営巣、ドクガ等の衛生動物の大量発生等により、敷地外に悪影響を及ぼしている状態
	2-5 落雪	落雪により、当該空き家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態（ただし、道路上への影響があるものについては、下記による。）
	2-6 道路通行・走行の支障	空き家等から発生する事象（ごみや物品等の散乱・堆積、雑草・樹木等の繁茂、落雪等）により、道路の通行や走行を妨げている状態又はその危険性がある状態

※表にある項目以外の観点によって、特に市長が危険性等があると判断した空家等については、「特定空家等」として認定することができることとする。

「1-1 建築物の倒壊・建築部材飛散等」に関する判定表（案）

資料4

		(A) 現状における破損等の程度				(B) 影響範囲係数		(A)×(B) 判定点	総得点	
項目		破損等の程度				敷地外に影響 (隣家・道路等)	敷地内のみ影響			
		IV	III	II	I					
倒壊・崩壊可能性	A	基礎・土台	60	40	20	0	2.0	1.0	120	660
	B	建築物（柱・梁）	60	40	20	0	2.0	1.0	120	
	C	屋根構造材・下地材	60	40	20	0	2.0	1.0	120	
	D	外壁構造材・下地材	60	40	20	0	2.0	1.0	120	
飛散・剥落可能性	E	屋根仕上材	30	20	10	0	2.0	1.0	60	
	F	外壁仕上材	30	20	10	0	2.0	1.0	60	
	G	その他部位	30	20	10	0	2.0	1.0	60	

※Gには、窓枠、煙突、外部階段、看板、機器類などを含む

上記判定表で得点を計上し、総得点が60点以上を判定表1-1における特定空家等と認定する

表2：「1-1 建築物の倒壊・建築部材飛散等」に関する判定表

判定① 倒壊（全体）について

(A) 評価項目と危険度得点					(B) 影響範囲係数		(A)×(B) 判定点	判定点① 小計
項目	状態毎の危険度得点				敷地外に影響 (隣家・道路等)	敷地内のみ影響		
	著しい	高い	低い	無し				
建築物の崩壊・落階	100	80	50	0	2.0	1.0	0	0

□判定点① ≥ 100 ⇒ 危険性ありと判定

■判定点① < 100 ⇒ 判定②へ

判定② 倒壊（部分）について

(A) 評価項目と危険度得点					(B) 影響範囲係数		(A)×(B) 判定点	判定点② 小計
項目	状態毎の危険度得点				敷地外に影響 (隣家・道路等)	敷地内のみ影響		
	著しい	高い	低い	無し				
1.基礎・土台の破損	50	30	15	0	2.0	1.0	0	90
2.建築物（柱・梁）の傾斜	50	30	15	0	2.0	1.0	0	
3.屋根の変形、破損	50	30	15	0	2.0	1.0	60	
4.外壁の貫通、亀裂	50	30	15	0	2.0	1.0	30	

□判定点① + ② ≥ 100 ⇒ 危険性ありと判定

■判定点① + ② < 100 ⇒ 判定③へ

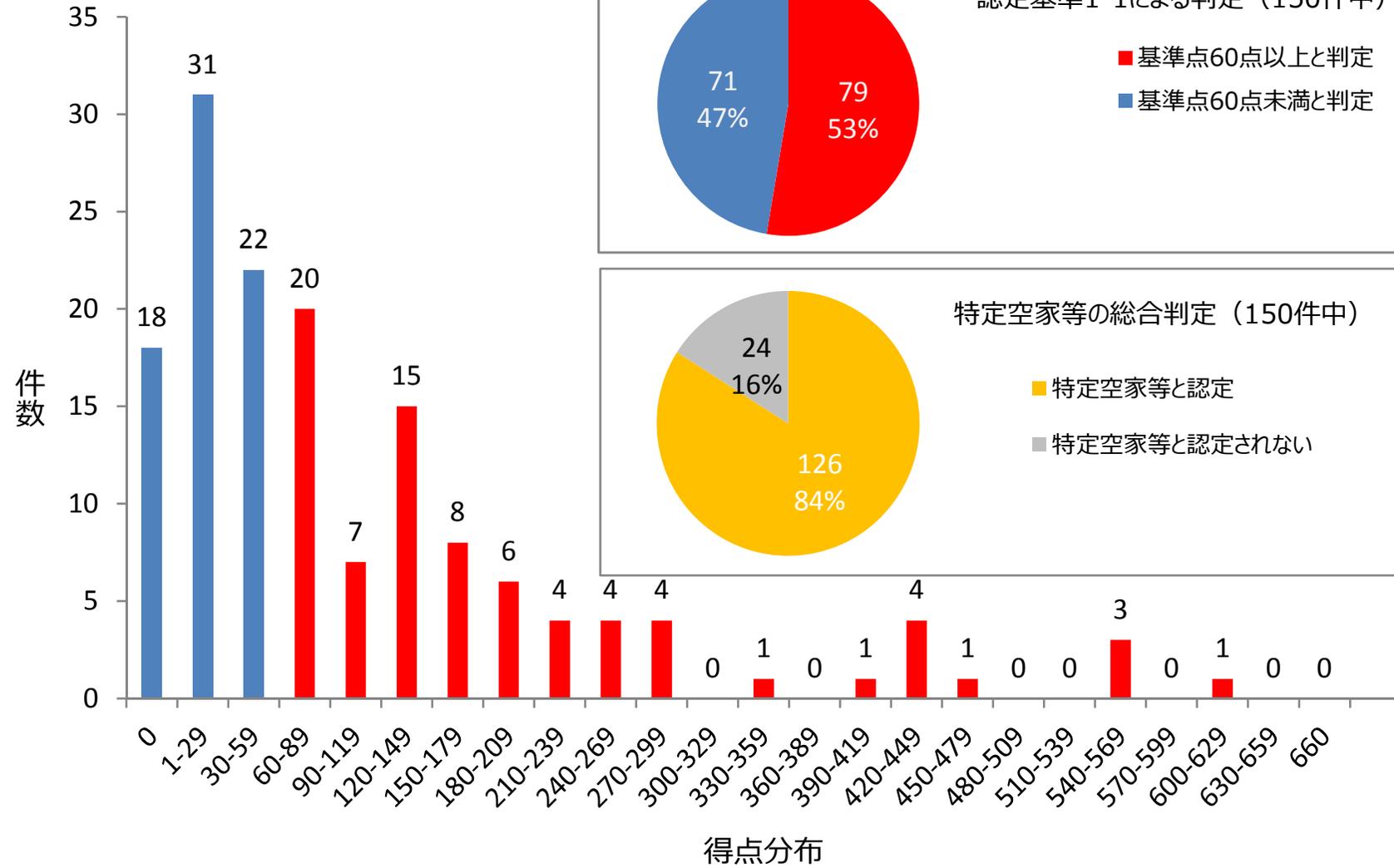
判定③ 部材の飛散落下について

(A) 評価項目と危険度得点					(B) 影響範囲係数		(A)×(B) 判定点	判定点③ 小計
項目	状態毎の危険度得点				敷地外に影響 (隣家・道路等)	敷地内のみ影響		
	著しい	高い	低い	無し				
屋根材の剥落、破損	50	30	15	0	2.0	1.0	60	90
外壁材の剥落、破損	50	30	15	0	2.0	1.0	30	

■判定点① + ② + ③ ≥ 100 ⇒ 危険性ありと判定

□判定点① + ② + ③ < 100 ⇒ 危険性なしと判定

認定基準1-1の得点分布



# 札幌市の空き家対策にかかる意見書

(案)

平成27年〇月〇日

札幌市空き家対策検討委員会

## 目次

### はじめに

#### 1 所有者に対する啓発や情報発信

- (1) 所有者責任の明確化
- (2) 所有者の管理意識の向上
- (3) 中・長期的な住宅見通しの重要性

#### 2 適切に管理されていない空き家に対する行政の対応

- (1) 行政の姿勢
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の活用
- (3) 「特定空家等」の認定における客観性と柔軟性
- (4) 所有者不存在の財産の帰属

#### 3 空き家の流通促進

- (1) 不動産事業者やNPOとの連携
- (2) 所有者と不動産事業者等とのマッチング

#### 4 老朽危険空き家の除却支援制度

- (1) 有効性
- (2) 市民理解
- (3) 地域との連携

## 1 所有者に対する啓発や情報発信

### (1) 所有者責任の明確化

空き家対策の推進は、今後、ますます重要な政策課題となると思われませんが、本来、空き家（使用されていない倉庫や小屋などの非住宅建物を含む。以下同じ）の管理責任は所有者（相続人や管理者などを含む。以下同じ）にあり、空き家の問題は、基本的に所有者が自ら解決すべきものであることは明確にする必要があります。

空き家を放置しておき、適切な管理を行わずに近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者の責任が問われることがあることを十分に周知することが重要です。

### (2) 所有者の管理意識の向上

近年、空き家問題に関する報道が増加しており、市民の間でも空き家問題に対する認知度や関心が高まってきています。市民の認知度や関心をさらに高め、所有者としての責任を果たしてもらうためにも、「広報さっぽろ」や市ホームページ、パンフレットなどを活用して空き家の適切な管理の重要性や市の空き家対策などを周知し、所有者の管理意識を高めていく必要があります。

そのほかにも、不適切な管理とならないようにするため、後追いではなく先手を打つという視点が大切であり、例えば、空き家の維持管理や処分、活用などに有益な情報を積極的に提供することなどが求められます。

また、適切に管理されていない空き家の所有者は、自分の空き家がどの程度のレベル（管理状態）なのかということ認識していない場合が多いと思われるため、行政が調査した結果を具体的に示し、適切な管理状態ではないという認識を持ってもらうことも有効と考えられます。

### (3) 中・長期的な住宅の居住見通しの重要性

空き家の管理責任が所有者にあることは、(1)で述べたとおりですが、今後増加することが想定されるのは、身寄りのない方が亡くなったり相続人等が相続放棄を行ったりして、所有者が「不存在」となり、管理すべき主体がいなくなってしまうという事例です。

そのような事例が生じることを少しでも減らすためには、現在所有（居住）している住宅に誰も住む人がなくなった場合、別の人に住む見通しはあるのか、あるいは、誰も住む見通しがなければ、そのときには住宅をどうするのか、そうした状況に備えて今から進められる準備にはどのようなことがあるかなど、事前に所有者やその家族に考えておいてもらうことが重要になります。

行政には、こうした啓発を行ったり、適切な相談先を紹介したりするなどの対策を取ることが求められます。

## 2 適切に管理されていない空き家に対する行政の対応

### (1) 行政の姿勢

空き家の管理責任は所有者にあります。空き家の所有者がその管理責任を果たさない場合においては、地域（町内会など）によっては、所有者に連絡を取って適切な管理をお願いしたり、消防や警察と連携して対応しているケースもあります。

しかしながら、地域が所有者に対してできることは、あくまで「お願い」や「要請」にとどまるため、所有者に管理責任を果たしてもらうための手段としては機能しないことも想定されます。そのような場合に有効と考えられるのが、市が所有者に対して管理責任を果たすことの重要性を説明して履行を求め、必要があれば、法に基づいた適切な措置を取ることです。

私有財産の問題であるからと一歩引いてしまうのではなく、住民に最も身近な行政主体である市が所有者に対して管理責任を果たすように促していく必要があると考えます。

### (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の活用

国や地方自治体が空き家問題に対して一歩踏み出し、空き家に関する施策を推進するために制定されたのが、平成 26 年 11 月 27 日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家対策法」という。）であり、市がこの法律を効果的に活用すれば、適切に管理されていない空き家の問題を解消するための有効な手段とすることも可能です。

しかしながら、空き家は個人が所有する財産であり、法律上の問題があるからといって、行政が直ちに解体や撤去といった強権的な対応を取ることができるわけではありません。

まずは、市が所有者に対して粘り強く問題点の解消を促すことが重要であり、加えて同法に基づく指導や勧告などを行うことによって管理意識が希薄な所有者の意識を変え、適切な管理が行われるようになることを期待します。

### (3) 「特定空家等」の認定における客観性と柔軟性

前項で述べたとおり、まずは所有者に対する働き掛けや指導、勧告などにより、所有者の自発的な問題解消を促すことが基本的な対応となりますが、空家対策法には、命令に違反した者に対する過料や、行政代執行などの厳しい規定も盛り込まれています。

そのため市は、同法に基づく措置の対象となる空き家（同法の規定では、「特定空家等」という。）を認定するための基準を策定することとしていますが、そこで重要になるのが認定する際の客観性の確保です。

市は、国が示すガイドラインや「応急危険度判定」の事例などを参考として客観性を確保すると説明していますが、それだけではなく、市の実態に即した事例も踏まえる必要があると考えます。幸い、市では今年度、市内にある空き家の現況調査を実施していますので、このデータを分析して活用することが有効であり、是非行っていただきたいと思えます。また、空家対策法の施行後においても、実際に現地調査を行って認定した事例を積み重ねていくことで、客観性の精度を高め続けていくことが求められます。

一方で、市が策定する認定基準の個別項目には直接該当しなくとも、全体としては明らかに危険性が高いといった事例が生じる可能性もあります。こうした事例が生じた場合でも、空家対策法に基づく措置の対象とできるような柔軟性にも配慮する必要があると考えます。

#### (4) 所有者不存在の財産の帰属

空家対策法では規定されていない問題として、所有者が「不存在」となり管理すべき主体がいなくなった財産（空き家やその跡地など）の帰属問題があります。所有者が不存在となってしまった財産は、民法上、国庫に帰属することが定められていますが、その際、通常は利害関係者などが相続財産管理人の選任制度を活用して初めて手続きが進められます。手続きを進めるためには、煩雑な事務に加えて事務に要する費用が必要となり、必ずしも現実的な解決方法となっていないのが現実です。

この問題を解決するための方法としては、国庫に帰属するための手続きを簡素化することが挙げられますが、そのためには法律等の改正が必要となりますので、機会をとらえて必要となる法制度の整備について国に要望していくべきと考えます。

### 3 空き家の流通促進

#### (1) 不動産事業者やNPOなどとの連携

放置されている空き家のすべてに対して、市が税金を使って対策を講じることには非現実的ですので、まだ使える空き家を流通に乗せたり、市場の中で再生していくことが重要になります。

札幌市内では、不動産事業者を仲介して一戸建てやマンションの空き家を売買したり賃貸したりすることが一般的に行われていますが、自発的に売却等に動くのは、明確な意思を持った所有者と思われれます。一方、所有者に売却や賃貸に関する知識がなかったり相続等の問題があったりする空き家は放置されている可能性が高いので、こうした空き家への対応がポイントになります。

そのため、このような問題を抱えている空き家の所有者に対して問題の解決に向けた情報を提供し、売却等を検討する動機づけとなるような仕組みを構築する

ことが効果的と考えますが、行政はそのようなノウハウを持っていないことから、民間の不動産事業者やNPOなどと連携することが必要です。

## (2) 所有者と不動産事業者等とのマッチング

空き家の流通を促進するためには、不動産事業者やNPOなどが持つノウハウを活用することが重要ですが、課題となるのが所有者と不動産事業者等とをどのようにつないでいくかという点です。

例えば、売却等について相談できる仕組みを設け、そこから不動産事業者等につなぐといった方法が考えられますが、現在市が検討している仕組みのように、何らかの形で市が関わる方が安心感があり気軽に相談できると思われれます。また、市内の不動産事業者は多数に上ることから、業界団体などと連携した仕組みとする方が効率的ですので、是非連携して進めていただきたいと思います。

対象とする空き家についても、通常の空き家だけではなく、危険性が生じつつある空き家や周辺に迷惑を及ぼしている空き家など、通常では流通に乗らないような空き家についても相談を受け、不動産事業者やNPOがノウハウを活かした対応（流通や活用）案を提案できるようにすることが望ましいと考えます。

## 4 老朽危険空き家の除却支援制度

### (1) 有効性

適切に管理されないまま老朽化が進み、危険性が高まっている空き家は、売却して市場流通の中で再生させることも可能ですので、空き家の流通促進を進めることで解決に導いていくことが望まれます。

しかし、立地する場所や状況（道路に接道していない等）などによっては買い手がつかず、また、老朽化が進んでいるため活用することも困難という空き家も生じ得ます。そのような空き家を放置しておく、ますます老朽化が進んで危険性が高まり、周辺住民の安全で安心な生活を脅かすことから、まずは除却して危険性を取り除くことも重要となりますが、空き家の所有者の置かれた状況はさまざまであり、中には除却する意思があっても費用的に対処することが難しい場合もあります。

そのような場合、除却費を補助する制度があれば費用を捻出できる可能性もあることから、市が危険な空き家を減らしていくための施策の1つとして除却支援制度を備えておくことも有効であると考えます。

### (2) 市民理解

除却支援制度は、危険な空き家を減らしていくための施策の1つとして有効であり、市民の安全で安心な生活を守るために必要な施策といえる反面、私有財産である空き家に対して税金を使うこととなりますので、制度を設ける前提として、

市民の理解を得られるような制度設計や十分な説明が必要と考えます。

そこで重要となるのが、行政は投入した税金を「回収」という視点を忘れるべきではないという点ですが、この「回収」には税金の増加などの直接的な財政への寄与だけではなく、例えば、除却後の跡地が「公共的に利用される」ようになるなど、間接的に良い影響が生じるといった「質的な回収」も含まれます。

こうした広い意味での「回収」を意識して制度設計することで市民に対する説得力が生まれ、理解を得ることができると考えます。

### (3) 地域との連携

市では、地域と連携して除却後の跡地を活用するタイプの除却支援制度も検討しており、そのような取組は「質的な回収」を意識した制度といえますが、注意すべき点としては、除却後の跡地の周辺住民を含め、地域としてしっかり合意形成がなされることや、活用のルールを整えることなどが挙げられます。

また、空き家対策の議論からは少し外れますが、こうした地域と連携して行う施策を進めるためにも、実行力のある住民組織をどのように構築していくかという札幌市としての課題があることを付け加えておきます。

## 参考 札幌市空き家対策検討委員会の開催経過

### 【第1回】

開催日時 平成26年7月3日（木） 10:00～12:00

#### 議事

- (1) 不適正管理空き家問題の対応と課題について
- (2) 不適正管理空き家現況調査の概要について
- (3) 札幌市の空き家対策における基本的な考え方及び今後の検討テーマについて
- (4) 連絡事項

### 【第2回】

開催日時 平成26年8月5日（火） 10:00～12:00

#### 議事

- (1) 空き家の対応に関する現行法令について
- (2) 不適正管理空き家現況調査の結果について
- (3) 自主的な解消に向けた対策について
  - ・ 除却補助制度の考え方
  - ・ 民間事業者等との連携の考え方

### 【第3回】

開催日時 平成26年11月27日（木） 10:00～12:00

#### 議事

- (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」について【報告】
- (2) 検討委員会の意見と札幌市の対応（方向性）について
- (3) 適切に管理されていない空き家の認定基準（案）について
- (4) 老朽危険空き家除却補助制度（案）について
- (5) 空き家流通促進連携事業（案）について

### 【第4回】

開催日時 平成27年3月10日（火） 10:00～12:00

#### 議事

- (1) 検討委員会の意見と札幌市の対応（方向性）について
- (2) 特定空家等の認定基準（案）について
- (3) 検討委員会としての意見のまとめ（案）について

札幌市空き家対策検討委員会委員

委員長 森 傑

委員 池田 吉和

委員 祖母井 里重子

委員 細井 正喜

委員 山本 明恵

(委員 五十音順)

## 政令市・中核市の空き家等の適正管理に関する補助事業（空き家等の除去・改修費用の助成など）

## ①政令市

市名	事業名	概要、要件等	補助額
神戸	老朽危険家屋対策事業	<p>①専門家派遣制度 相続や債務整理、修繕や解体撤去、売却や活用などの課題について、自主的解決を図ろうとする所有者に対し、法律、建築、不動産等の専門家による相談を実施する。</p> <p>②解体除却補助制度 条例に基づく勧告に応じて所有者が老朽危険家屋を除却する場合に、除却費用の一部を補助する。</p> <p>③土地建物寄附受け制度 条例に基づく勧告に応じる意思はあるが、自力での対応が困難で、かつ跡地管理について地域団体等の協力を得られる場合に、市が土地建物の寄附を受け、老朽危険家屋を除却する。</p>	<p>①原則2回まで市負担</p> <p>②解体除却工事に要する経費の1/2、限度額60万円</p> <p>③除却は市負担。 ただし、所有権移転登記に係る費用は申出者負担</p>
北九州	老朽空き家等除却促進事業	<p>昭和56年5月以前に建築された家屋で、下記の1、2のいずれかの要件を満たすものの除却について、費用の一部を補助する。 ※住環境の悪化を未然に防止する観点から、現在居住している家屋も対象 補助対象建築物の要件： ①倒壊や部材の落下のおそれがあるなど、危険な家屋に該当するもの ②接道状況の悪い敷地上にある除却が困難な家屋</p>	<p>上限50万円 老朽家屋等の除却に要する額の1/3、または市が定める基準額の1/3、のいずれか低い額</p>

## ②中核市

市名	事業名	概要、要件等	補助額
旭川	旭川市非耐震空き家住宅除却費補助事業	<p>空き家状態で耐震性能が確保されていない木造の専用住宅又は兼用住宅のうち、「住宅の不良度の測定基準」による評定が100点以上と判定されたものの除却費に対してその一部を補助する</p>	<p>除却工事費の1/3、限度額30万円</p>
横須賀	空き家解体費用助成事業	<p>市が建物の調査を行い、解体する必要があると判断した空き家であるとともに、条例等で指導を行った建物に対して解体費用を助成する制度</p>	<p>解体工事に要する費用の1/2、限度額35万円</p>
姫路	姫路市老朽危険空き家対策補助金交付要綱	<p>自治会が老朽危険空き家を撤去する場合に、その費用の一部を助成する制度</p>	<p>撤去費用の1/2、限度額75万円</p>

下関	下関市危険空家除却推進事業補助金	<p>補助対象:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時無人な状態にあり、適正に管理されないことにより、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのあるもの</li> <li>・市内に存する建築物で床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの</li> <li>・木造又は軽量鉄骨造であること</li> <li>・個人が所有するものであること等</li> </ul>	市内の解体業者に依頼して行う危険家屋の除却工事の費用の1/2、限度額50万円
久留米	久留米市老朽危険家屋等除却促進事業	<p>久留米市内に存在する老朽化し危険な建物の除却を促すことにより、市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする。</p> <p>対象: 次の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の住環境に悪影響を与え、放置されているもの</li> <li>・木造または軽量鉄骨造の建物</li> <li>・危険度判定の結果、基準を満たしたのもの</li> <li>・久留米市内の業者に工事を発注するもの</li> <li>・補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと</li> </ul>	除却工事費の1/2、上限額75万円
長崎	長崎市老朽危険空き家除却費補助金	<p>対象: 以下の要件を全て満たす建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎市内にあること</li> <li>・空き家(使用している者がいない)であること</li> <li>・木造又は鉄骨造であること</li> <li>・過半が住宅として使用されていたこと</li> <li>・周囲に悪影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれがあるもの</li> <li>・構造の腐朽又は破損などにより、著しく危険性のあるもの</li> </ul>	老朽危険空き家の除却費の40%、上限額50万円
大分	大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱	<p>対象物件:</p> <p>空き家かつ管理不全な状態で放置されており、その周辺住環境を悪化させている不良住宅で、市が定める住宅の不良度合いが一定以上のもの</p>	<p>補助の対象者:</p> <p>建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者で法人を除く。市税の滞納がないこと。市が定める所得制限以下であること等</p> <p>建築物除却に要する経費の1/2、限度額50万円</p>